

社会福祉法人京都太陽の園一般事業主行動計画

職員が安心して育児休業等を取得できる環境をつくり、仕事と子育ての両立をはかるため、
次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

2 内容：

目標1 職員に産前産後休暇や育児休業等制度の活用がさらに進むよう周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する

【対策】

平成30年 4月 ～ 研修等による規程の周知
平成30年 10月 ～ 当該者に対し、情報提供の実施

目標2 育児休業期間中、定期的に施設に関する情報を提供する

【対策】

平成30年 4月 提供情報内容の検討
平成30年 5月 ～ 当該者に対し、情報提供の実施